

○西条市陸上競技場設置及び管理条例

平成16年11月1日

条例第102号

改正 平成17年9月30日条例第43号

平成18年3月28日条例第14号

令和元年12月26日条例第23号

令和3年3月29日条例第7号

(設置)

第1条 市民の健康の増進と陸上競技等の普及振興を図り、スポーツによる明朗健全な精神を育成することを目的として、次のとおり陸上競技場を設置する。

| 名称 | 位置 |
|-------------|------------|
| 西条市ひうち陸上競技場 | 西条市ひうち1番地1 |

(休場日)

第2条 西条市ひうち陸上競技場（以下「競技場」という。）の休場日は、12月29日から翌年の1月3日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、同項に規定する休場日を変更し、又は別に休場日を定めることができる。

(平17条例43・追加)

(使用時間)

第3条 競技場の使用時間は、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 4月から9月まで 午前9時から午後8時まで

(2) 10月から翌年の3月まで 午前9時から午後7時まで

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、同項に規定する使用時間を変更することができる。

(平17条例43・追加)

(使用)

第4条 競技場の使用は、陸上競技及びフィールド競技を目的とするものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その他の目的に使用することができる。

(1) 公益上必要があると認められるとき。

(2) 特別にこの施設を必要とされる行事等に使用するとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が使用を適当と認めたとき。

2 前項に定めるもののほか、特に必要と認めるときは、市長が区域及び場所を指定して臨時に物品の販売等を許可することができる。

(平17条例43・旧第2条繰下・一部改正)

(使用の許可)

第5条 前条の規定により競技場を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、個人が自己の運動のためにトラックを専用することなく使用しようとするときは、職員に申し出ることにより、許可を受けることができる。

2 競技場の使用の許可を受けようとする者が競技場に特別の設備をし、又は備え付けの器具以外の器具を使用しようとするときは、前項の許可と併せて許可を受けなければならない。

3 市長は、前2項の許可に際して管理上必要な条件を付けることができる。

(平17条例43・旧第3条繰下)

(使用料)

第6条 競技場の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表第1から別表第5までに定める使用料を前納しなければならない。

2 市長が特にその必要があると認めるものについては、使用料を減額し、又は免除することができる。

(平17条例43・旧第4条繰下)

(使用料の還付)

第7条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 使用者の責任によらない理由で使用できなかったとき。

(2) 使用開始の日前3日までに使用の取りやめの申出をした場合で市長が相当の理由があると認めたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたとき。

(平17条例43・旧第5条繰下・一部改正)

(使用権の譲渡禁止等)

第8条 使用者は、許可された使用の目的以外に競技場を使用し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(平 1 7 条例 4 3 ・旧第 6 条繰下)

(使用許可の取消し等)

第 9 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、競技場の使用の許可を取り消し、又は使用を停止し、若しくは使用を制限することができる。

- (1) 使用許可申請に偽りがあったとき。
- (2) 使用者が使用の許可の条件に違反したとき。
- (3) 使用者が職員の指示に従わないとき。
- (4) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により処分した場合において、使用者が損害を受けることがあっても、これに対して賠償の責任を負わない。

(平 1 7 条例 4 3 ・旧第 7 条繰下)

(指定管理者による管理)

第 1 0 条 競技場の管理は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により競技場の管理を指定管理者に行わせる場合は、第 2 条及び第 3 条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、競技場の休場日を変更し、若しくは別に定め、又は使用時間を変更することができる。

3 第 1 項の規定により競技場の管理を指定管理者に行わせる場合は、第 5 条中「前条」とあるのは「前条第 1 項本文」と、第 6 条及び第 7 条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第 5 条、前条及び第 1 3 条中「市長」とあり、及び「職員」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

4 第 1 項の規定により競技場の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が競技場の管理を行うこととされた期間前にされた第 5 条第 1 項（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。

5 第 1 項の規定により競技場の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が競技場の管理を行うこととされた期間前にされた第 5 条第 1 項（第 3 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可を受けている

者は、当該指定管理者の使用の許可を受けたものとみなす。

(平 1 7 条例 4 3 ・ 追加)

(指定管理者の業務)

第 1 1 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 競技場の設置目的を達成するため必要な業務
- (2) 競技場の使用の許可に関する業務
- (3) 競技場の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(平 1 7 条例 4 3 ・ 追加)

(利用料金制)

第 1 2 条 第 1 0 条第 1 項の規定により競技場の管理を指定管理者に行わせる場合は、競技場の使用に係る使用料（以下「利用料金」という。）は、指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合は、利用料金は、別表第 1 から別表第 5 までに定める額の範囲内で指定管理者が定める。

3 指定管理者は、利用料金を定めようとするときは、市長の承認を受けなければならない。承認を受けた利用料金を変更しようとするときも、同様とする。

4 市長は、前項の承認をしたときは、その承認に係る利用料金を公告しなければならない。

(平 1 7 条例 4 3 ・ 追加)

(原状回復の義務)

第 1 3 条 使用者は、競技場の使用を終わったとき、又は第 9 条第 1 項の規定により使用の許可を取り消され、若しくは使用を停止されたときは、職員の指示に従い、直ちに原状に回復しなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長がこれを代行し、その費用を使用者から徴収する。

(平 1 7 条例 4 3 ・ 旧第 8 条繰下 ・ 一部改正)

(損害賠償の義務)

第 1 4 条 競技場、附属施設、備品等を損傷し、又は滅失したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出て、その指示に従い、損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(平 1 7 条例 4 3 ・旧第 9 条繰下)

(委任)

第 1 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平 1 7 条例 4 3 ・旧第 1 2 条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 1 6 年 1 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の西條市陸上競技場設置及び管理条例(平成 1 3 年西條市条例第 1 4 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成 1 7 年 9 月 3 0 日条例第 4 3 号)

改正 平成 1 8 年 3 月 2 8 日条例第 1 4 号

(施行期日)

1 この条例は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の第 1 1 条の規定により管理の委託をしている競技場の管理の委託については、平成 1 8 年 9 月 1 日(その日前に、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定に基づき当該競技場の管理に係る指定をした場合は、当該指定の日)までの間は、なお従前の例による。

(平 1 8 条例 1 4 ・追加)

(準備行為)

3 この条例の施行前にした指定管理者の指定に関する必要な行為は、この条例による改正後の西條市陸上競技場設置及び管理条例の規定により行ったものとみなす。

(平 1 8 条例 1 4 ・旧第 2 項繰下)

附 則 (平成 1 8 年 3 月 2 8 日条例第 1 4 号)

この条例は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和元年 1 2 月 2 6 日条例第 2 3 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第2条の規定による改正後の西条市立西条郷土博物館等設置及び管理条例の規定、第3条の規定による改正後の西条市生涯学習の館設置及び管理条例の規定、第4条の規定による改正後の西条市佐伯記念館・郷土資料館設置及び管理条例の規定、第5条の規定による改正後の五百亀記念館設置及び管理条例の規定、第6条の規定による改正後の西条市体育館設置及び管理条例の規定、第7条の規定による改正後の西条市武道場設置及び管理条例の規定、第8条の規定による改正後の西条市野球場設置及び管理条例の規定、第9条の規定による改正後の西条市陸上競技場設置及び管理条例の規定、第10条の規定による改正後の西条市プール設置及び管理条例の規定、第11条の規定による改正後の西条市丹原B&G海洋センターの設置及び管理条例の規定、第12条の規定による改正後の西条市テニスコート設置及び管理条例の規定、第13条の規定による改正後の西条市有料公園施設設置及び管理条例の規定、第14条の規定による改正後の西条市屋内運動場設置及び管理条例の規定、第15条の規定による改正後の西条市スポーツコミュニティセンター設置及び管理条例の規定、第16条の規定による改正後の西条市スポーツライミング施設設置及び管理条例の規定、第17条の規定による改正後の西条市福祉センター設置及び管理条例の規定、第20条の規定による改正後の西条市文化会館設置及び管理条例の規定、第21条の規定による改正後の西条市本谷温泉館設置及び管理条例の規定、第22条の規定による改正後の西条市食の創造館設置及び管理条例の規定及び第23条の規定による改正後の西条市椿交流館設置及び管理条例の規定は、令和2年4月1日以後の使用に係る使用料のうちこの条例の施行の日以後に徴収するものについて適用し、令和2年4月1日前の使用に係る使用料及び同日以後の使用に係る使用料のうちこの条例の施行の日前に徴収したものについては、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月29日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1（第6条、第12条関係）

（平17条例43・令元条例23・令3条例7・一部改正）

第5条第1項本文の場合

| 使用区分 | | | 単位 | 使用料 |
|------------|-----------|---------|--------|---------|
| トラック・フィールド | アマチュアスポーツ | 入場料を徴収し | 1時間につき | 2,250円 |
| | | ないとき（A） | 1日につき | 15,000円 |
| | | 入場料を徴収す | 1時間につき | 4,500円 |

| | | | | |
|----------------|----------|----------|----------|---------|
| | | るとき (B) | 1日につき | 30,000円 |
| アマチュアスポーツ以外のもの | 入場料を徴収し | ないとき (C) | 1時間につき | 4,500円 |
| | | | 1日につき | 30,000円 |
| | 入場料を徴収する | るとき (D) | 1時間につき | 9,000円 |
| | | | 1日につき | 60,000円 |
| 本部室・会議室1・会議室2 | | | 1室1時間につき | 70円 |
| | | | 1室1日につき | 450円 |

備考

- 1 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含む。
- 2 使用時間が1時間に満たないときは、1時間とみなす。
- 3 1日とは、9時から17時までとする。
- 4 アマチュアスポーツ以外で入場料を徴収するが、営利を目的としないものについては、使用区分を (C) とする。
- 5 アマチュアスポーツ以外で入場料を徴収しないが、付随的に営利を得ることがある場合は、使用区分を (D) とする。
- 6 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く月曜日から金曜日までの使用料については上記の表の料金に100分の80を乗じて得た額とする。
- 7 使用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

別表第2 (第6条、第12条関係 (第5条第1項ただし書の場合))

(平17条例43・令元条例23・一部改正)

| 使用区分 | | | 単位 | 使用料 |
|------|--------|-----|------|--------|
| トラック | 一般及び学生 | 普通 | 1人1回 | 150円 |
| | | 回数券 | 11枚綴 | 1,500円 |
| | 高校生以下 | 普通 | 1人1回 | 70円 |
| | | 回数券 | 11枚綴 | 700円 |

備考 1回とは、入場から退場までとする。

別表第3 (設備・備品使用の場合) (第6条、第12条関係)

(平17条例43・令元条例23・一部改正)

| 使用区分 | 単位 | 使用料 |
|--------|---------|--------|
| 写真判定装置 | 1式1日につき | 3,000円 |
| 放送設備 | 1式1日につき | 1,500円 |
| シャワー | 1回につき | 100円 |

別表第4（物品販売店設置の場合）（第6条、第12条関係）

（平17条例43・一部改正）

| 使用区分 | 単位 | 使用料 |
|-------|---------|--------|
| 物品販売店 | 1店1日につき | 2,000円 |

備考

- 1 物品販売面積は、1店につき20平方メートル以下とする。
- 2 移動物品販売については、別に市長が定める。

別表第5（冷房・暖房設備使用の場合）（第6条、第12条関係）

（平17条例43・令元条例23・一部改正）

| 使用区分 | | 単位 | 使用料 |
|---------------------|------|----------|-----|
| 本部室 会議室1 会議室2 | 冷・暖房 | 1室1時間につき | 40円 |